

大規模太陽光発電施設及び太陽光発電等に係る普及啓発施設の整備事業 に対する第三分類事業の判定

山梨県環境影響評価条例施行規則第7条に規定されている第三分類事業の判定の基準により、当該事業の実施については、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないと判断されるため、環境影響評価その他の手続を実施する必要はない。

しかし、事業の実施による環境影響が想定される次の事項について配慮すること。

< 気象（風） >

地域の風の特性について、観測データや現在実施中のシミュレーション結果を活用し、専門家の意見を聴く中で、その影響を検討した結果及びその対策について、県へ提出すること。

< 騒音、空気振動 >

施設から発生が予想される騒音・空気振動については、必要に応じ、対策を講じること。

< 水質汚濁 >

大雨時における濁水対策を十分に講じること。

< 植物、生態系 >

緑地の設置にあたっては、その面積をできる限り広くとるとともに、専門家の意見を聴きながら検討した上で、現在の植生を保全するのではなく、地域に合った植生となるよう実施すること。

< 景観 >

周辺地域からの景観について、専門家からの意見を聴いた上で、事業計画地における地形や自然環境と調和するよう、パネルの配置等を工夫すること。